

国民健康保険にご加入の方へ
これまでの健康保険証は発行されなくなりました

マイナンバーカードを 健康保険証としてご利用ください！

右のステッカーがある医療機関等では、マイナンバーカードをカードリーダーに置いて認証することで、健康保険証として利用できます。



マイナンバーカードの健康保険証利用にはメリットがたくさん！

- ① 特定健診・薬剤情報を医療機関などで共有できる
- ② 自身の特定健診・薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる
- ③ 確定申告での医療費控除の手続きがより簡単に！
- ④ 限度額適用認定証等がなくても、限度額を超える一時的な医療費の支払いが不要に！
- ⑤ 就職・転職・引っ越しをしても健康保険証として引き続き使える

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、以下の2つの準備が必要です。

STEP1 マイナンバーカードを申請

申請方法は選択可能です。

- ① スマホ等からオンライン申請
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの証明写真機から申請



◀ オンライン申請
の方はこちら

STEP2 マイナンバーカードを健康保険証として登録

利用登録の方法

- ① スマホ等で「マイナポータル」アプリから登録
- ② セブン銀行ATM・カードリーダー導入済みの医療機関等で登録



◀ iPhone
の方はこちら



◀ Android
の方はこちら

※市民課窓口でも手続きを行っています。

【マイナ保険証をお持ちでない方へ】

お手元にある保険証は有効期限まで使用することができます。また、当分の間は申請によらず、これまでの保険証に代わる「資格確認書」を交付します。引き続き保険診療を受けられますのでご安心ください。

- ・お手元にある保険証は、世帯主変更などの異動が生じた場合は使用することができません。
- ・新しく国民健康保険に加入される方には、加入時にこれまでの保険証に代わる「資格確認書」を交付します。また、加入中の方はお手元の保険証の有効期限を迎える前に交付します。

※ マイナ保険証を利用する際の注意点

国民健康保険へ加入後、医療機関等において資格を確認するシステムへの情報反映には最低3日（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）を要するほか、資格確認システム等の不具合や、マイナンバーカード表面やICチップの汚損等により、正確な資格情報が表示されない場合もあります。その場合は、加入時に交付する「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証をあわせて提示する、有効期限を迎える前の健康保険証を提示するなどして、医療機関等を受診していただくことになります。



健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー
フリーダイヤル **0120-95-0178**

音声ガイダンスにしたがって4→2の順にお進みください。

問合先

保険医療課 Tel.28-8016